

新監査公表第11号

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和7年12月24日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
同 伊 藤 秀 夫
同 細 野 弘 康
同 中 山 均

令和4年度包括外部監査テーマ 「経済政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等		
			第1回	第2回	第3回
186	商業振興課	第3 商業振興課 3-20 中小企業指導・育成事業費補助金 指摘 23 本補助金は、会員である中小企業者に對し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を展開している市内の商工会議所や商工会に対する補助金であるが、補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法を定めた要綱や要領などは制定されておらず、新潟市補助金等交付規則に基づく取扱基準で定めた事業に対し、商工会等ごとに異なる金額で平成23年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。	補助対象経費の明確化も含め、今後の補助制度のあり方について、商工会と具体的な協議を行っています。 【検討中】	補助対象経費の明確化も含め、今後の補助制度のあり方について、商工会と具体的な協議を行っています。 【検討中】	商工会と協議の上、令和7年度より、これまで商工会ごとに異なっていた補助対象経費を統一・明確化したほか、これまで定額だった補助金について事業実績に基づく定率補助へ移行しました。 【措置済み】
209	商業振	第3 商業振興課			

興課	<p>3－24 新潟地下開発株式会社</p> <p>指摘 25</p> <p>外郭団体評価における新潟地下開発（株）の評価は、同社の現状を受けて平成30年度から連續で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、同社及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。市民の財産である貸付金9億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定すべきである。</p>	<p>指摘内容をふまえて、全庁的な会議の場を設けて、現状認識を共有し、取り得る方策を検討しています。</p> <p>早急に、新潟地下開発株の対応や、今後の西堀ローサの在り方について方針を決定します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>指摘内容をふまえ、全庁的な会議において今後の方向性に関する効果や課題の整理、検討を実施しました。</p> <p>令和5年11月20日に会社が会社解散の方針を決定したことから、貸付金債権に関する手続きを進めるとともに、今後の西堀ローサの在り方についての議論も行なっていきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>新潟地下開発（株）については令和7年6月定例会で貸付金9億円の権利の放棄の議案が可決され、令和7年7月末をもって会社解散し、清算手続きに入りました。</p> <p>その清算手続きの中で、西堀ローサについては市が引き受ける方針を決定しました。</p> <p style="text-align: center;">【措置済み】</p>
275	<p>雇用・新潟暮らし推進課</p> <p>5－5 移住支援事業</p> <p>指摘 35</p> <p>移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないことくなっている。本事業は、令和元年度</p>	<p>制度開始時点では、転出の有無については住民基本台帳の情報により確認を行うこととして所管課との調整を完了していましたが、その後再度調整が必要な状況となつたため、申請時の住所に文書を送付するか、公用請求により当該事項を確認する予定です。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>転出の有無に関する「追跡調査」については、令和元年ころの移住支援金制度開始時、定期的に住民基本台帳の情報により確認する方向で関係課と調整していましたが、その後、関係課と協議を進めるなかで、住民基本台帳情報利用の法的根拠が不明確なため、当事業による追跡調査の目的での住基台帳情報</p>	<p>県や内閣府など関係省庁に確認し、今年度から新規申請者には1年ごとに住民票など所在の確認できる書類を提示する旨を誓約せたうえで申請を受け付けています。</p> <p>また、過去の申請者に関しては、電話連絡により所在確認を行う運用とし、確認を行つ</p>

	<p>から開始されたものであるが、令和4年10月に本事業の監査を行った時点では、転出の事実を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのことであった。移住者の転出の有無の把握については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであった。</p>		<p>の閲覧（利用）は不可と判断されました。その後、郵送や電話による追跡調査も検討しましたが、市外転出か市内移動かも確認できず、追跡が困難な状況です。</p> <p>今後、効率的で実効性ある追跡調査について、引き続き、県や内閣府など関係省庁と協議のうえ検討していきます。</p>	<p>ています。</p> <p>今後も本運用により、申請者の転出の有無の把握に努めていきます。</p> <p>【措置済み】</p>
278	<p>雇用・新潟暮らし推進課</p> <p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-6 移住促進特別支援事業</p> <p>指摘 36</p> <p>特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進（インセンティブの付与）であるとすれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるよう</p>		<p>本指摘事項を踏まえ、現在、本事業が新潟市への移住の後押しとして機能しているかを把握する方法を検討しています。</p> <p>【検討中】</p>	<p>移住の後押しとして機能しているかについては、移住支援金及び移住促進特別支援金に関する問い合わせ件数や申請件数そのものが年々増加傾向にあることから、インセンティブとして機能していると考えています。</p> <p>また、本指摘事項を踏まえ、次年度以降に本事業の要件を拡充して実施する際には、就業要件の内容などインセンティブとして機能するよう要綱の見直しを検討し、事業を実施していく予定です。</p> <p>【検討中】</p> <p>特別支援金の情報提供については首都圏で開催している移住セミナーや三大都市圏で行われている移住フェアにおいて行っているほか、三大都市圏在住者向けにWEB広告等を用いて広く実施しています。そのため、移住前に本制度の内容について把握した状態で移住される方も数多くおり、ほとんどの支援金受給者にとってインセンティブとして機能していると考えられることから、現在の方法で事業を進めています。</p> <p>【不措置】</p>

		な合理的な制度設計 であるべきである。			
--	--	------------------------	--	--	--

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について
【措置済み】は、措置を実施済みのもの、
【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、
【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、
を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。